



旅客船におけるバリアフリー化の課題

2026.6.23

エコモ財団 企画調査部

バリアフリー推進グループ 高橋 徹

1. 調査の背景

障害者等の旅客船利用には、様々な課題がある

課題発生背景：

- ・「旅客船バリアフリーガイドライン」（以降、「ガイドライン」）の記載内容が十分とはいえない。
- ・「ガイドライン」は、バリアフリー化する際の最低基準（ミニマムリクワイアメント）であるにもかかわらず、設計者や旅客船事業者等が最低基準を満たすことだけで設計・施工されていることが多い。

調査の目的：

旅客フェリーのバリアフリー化の整備に関する実態を把握し、「ガイドライン」改定の方方向性等を整理する

調査方法：

- ①旅客フェリーにおけるバリアフリー化の実態調査（3隻で実施）
- ②旅客フェリーに乗船経験がある障害当事者との意見交換会

1. 調査の背景(ガイドライン)

▼「ガイドライン」とは？

「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」三訂版
 すべての人に快適な船旅を
旅客船バリアフリーガイドライン

令和3年

国土交通省海事局安全政策課

出典：国土交通省海事局、
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001516589.pdf>

I 乗降に関する基準	
1. 乗降用設備/舷門 (バリアフリー基準第 47 条関係)	
◆基本的な考え方	高齢者、障害者等が、旅客船ターミナル等から旅客船内へのアプローチをスムーズに行うことができるよう、連続性のある移動動線の確保につとめる必要がある。タラップ等の乗降用設備は、船舶の揺れや潮位の変化に対応するため、端部にスターがついているものなどがあり、岸壁と船舶それぞれの接合部分で段差が生じ、車椅子使用者を含めて高齢者、障害者等が円滑に利用できるように段差部分を解消し、スムーズに移動できるように配慮することが必要である。
◆基準	2. 乗降用設備 船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。 (2) 幅は、80cm 以上であること。 (3) 手すりが設けられていること。 (4) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
◆基準・推奨の仕様	
【構造】	○ (1)の「持ち上げられることなく乗降できる構造」とは、車椅子の駆動輪が浮くことなく乗降できる構造をいい、スロープの厚みによる段差は 2cm 以下とする。 ○ 段差・勾配を設ける場合には、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいくによりその存在を容易に識別できるものとする。 ○ スロープ板が長く、また、傾斜角が急(概ね 10 度を超える)となる場合に、椅子の脱輪を防止するよう左右に立ち上がり設ける。
【幅】	○ 90 cm 以上とする。(車椅子使用者が利用しやすい寸法)
【手すり】(P74 参照)	○ 手すりは両側に設置し高さ 80～85 cm 程度とする。 高齢者や車椅子使用者以外の肢体不自由者の利用を勘案して、可能な限り連続して設置する。 ○ 端部は壁面側に巻き込むなど突起しない構造とする。
【床面仕上げ】	○ (4)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。 ○ 車椅子のキャスター等が落ち込まない構造のものとし、また歩行困難者にとっても危険とならないような構造を考慮する。
【勾配】	○ 1/12 以下とする。
【照明設備】	○ 高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、JISF 8041(船舶の照度基準及び照度測定方法)に示された照度を参考とする。
【屋根・ひさし】	○ 肢体不自由者は傘を差すことが難しいため、連絡橋や浮き桟橋上、乗降口までの通路、乗降用設備等には大きめのひさし等雨をよける設備を設置する。

整備項目

基本的な考え方

バリアフリー基準
(移動等円滑化基準)

設備等で求められる仕様
 基準 (黒色文字)
 推奨 (青色文字)

1. 調査の背景(ガイドライン)

▼ガイドラインの更新状況比較

年度	旅客船	旅客施設編	備考
昭和58年度	-	公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン	-
平成6年度	-	公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン	ハートビル法制定 (平成6年)
平成12年度	「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」 (平成12年12月)	-	-
平成13年度	-	公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン	交通バリアフリー法制定 (平成12年)
平成14年度	-	公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン (追補版)	-
平成19年度	旅客船バリアフリーガイドライン 「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」改訂版	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	バリアフリー法、公共交通移動等円滑化基準制定(平成18年)
平成25年度	-	バリアフリー整備ガイドライン (旅客施設編)	-
平成30年度	-	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)	公共交通移動等円滑化基準改正 (平成30年3月、9月、31年3月)
平成31・ 令和元年度	-	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編) (平成31年4月版)	改正バリアフリー法の完全施行 (平成31年4月1日) 公共交通移動等円滑化基準改正 (令和元年6月)
		公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編) (令和元年10月版)	
		公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編) (令和2年3月版)	
令和2年度	旅客船バリアフリーガイドライン 「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」二訂版	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編) (令和3年3月版)	公共交通移動等円滑化基準改正 (令和2年10月) 公共交通移動等円滑化基準改正 (令和3年1月) 改正バリアフリー法の完全施行 (令和3年4月1日)
令和3年度	旅客船バリアフリーガイドライン 「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」三訂版	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編) (令和4年3月版)	公共交通移動等円滑化基準改正 (令和4年3月)
令和5年度	-	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編) (令和6年3月版)	-

3回

13回

出典：国土交通省HP

"公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン"

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html 等を参考に作成

2. 実態調査の概要

▼実態調査にご協力いただいた3隻



航行時間	8時間
総トン数	14,759 (t)
旅客定員	519 (人)
進水年月	H30.8

航行時間	4時間45分
総トン数	5,200 (t)
旅客定員	620 (人)
竣工年月	R4.9

航行時間	13時間30分
総トン数	14,006 (t)
旅客定員	576 (人)
竣工年月	R4.4

出典：各交通事業者HP

～バリアフリーに配慮されて建造されています～

2. 実態調査の概要

▼調査に用いたチェックリストの例

バリアフリー客席（寝台）

<引き戸（手動）>

- ⇒車椅子で利用できるか（ストッパー・一時停止装置、閉まり際に減速する等）。
- ⇒扉が重くないか。
- ⇒取っ手は握りやすい形状（棒状のもの等）
- ⇒取っ手は認識しやすいか（背景の戸や壁とコントラストなどで差異があるか）。

<施錠および開錠が手動（客室）>

- ⇒施錠・開錠の操作が容易にできるか（細かい鍵を抜き差しする必要がない構造か）。
- ⇒鍵の位置は利用しやすいか（高さ）。

<カードキーの場合>該当なし

- ⇒視覚障害者のための開錠・施錠が音等でわかる等の工夫があるか。

<室内>

- 手すりの設置
- 床は滑りにくい仕上げ
 - ⇒車椅子の操作負担が大きくないか（毛足の長い絨毯は避ける等）。
- 床の色は適切か（単一色、物を落とした際に見つけやすい色など）。

- 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの
 - ⇒転回スペースがあるか、障害物がないか（150cm円）。
 - ⇒室内に段がないか。

<備品や設備>

- ⇒車椅子使用者の手の届く範囲に、部品や設備機器があるか。
- ⇒スイッチ類は、大型で操作が容易（ボタン形式）か。
- ⇒緊急通報ボタンがあるか。

▼調査の様子



2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリートイレ（独立型）】

<2F>

客室は2フロアあるが
船内に1箇所のみ



<3F>



出典：旅客船事業者HP

問題点：トイレ利用のために毎回フロア移動が必要

2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリートイレ（独立型）】

便座の動線上に
おむつ台



軽い力で持ち上げることはできるが...

出入口の動線上に
ハンドドライヤー



扉の幅は十分 確保できているが...

問題点：車椅子の動線を考慮した配置

2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリーストイレ（独立型）】

鍵のサムターンが小さい



○レバー式が操作しやすい

つまむ動作が必要



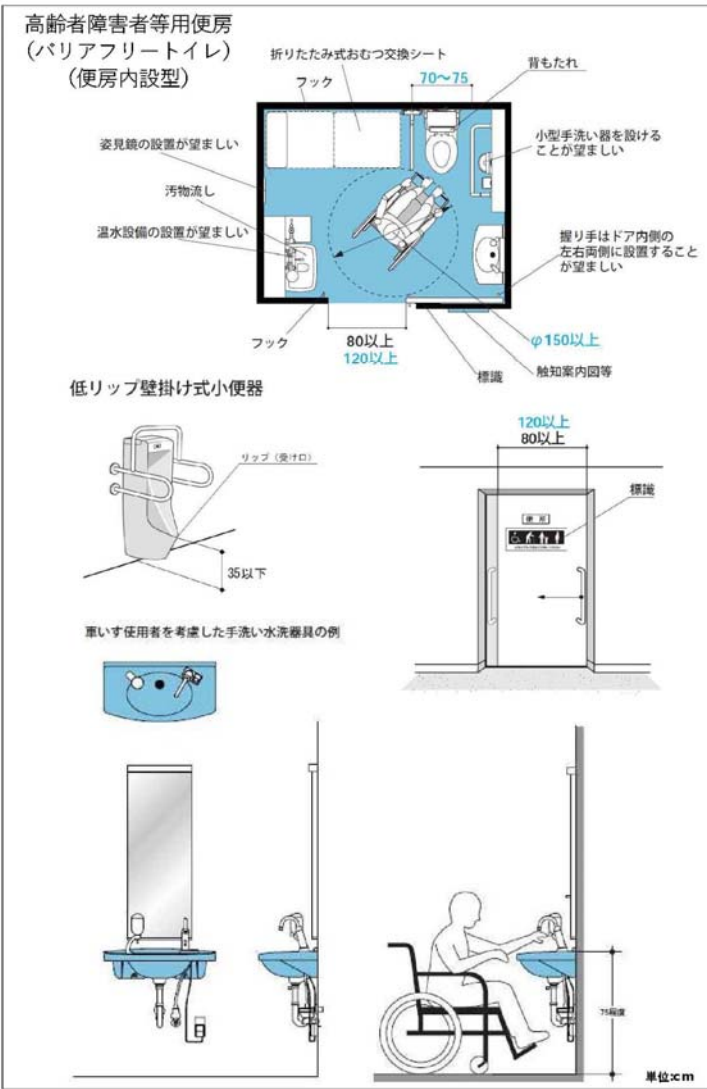
問題点：上肢に障害がある方など、より多くの方が使いやすい形状へ

2. 旅客フェリーの実態調査

▼【バリアフリートイレ（独立型）】のガイドライン記載内容

II 船内旅客用設備利用に関する基準	
3. 高齢者障害者等用便所(バリアフリートイレ)(独立型)(バリアフリー基準第54条関係)	
◆基本的な考え方	障害部位により使用方法も異なることから、車椅子が十分回転できること、便座の高さ、フットリポートが便器に当たらないようにすること、便器の形状について配慮する。また、乳幼児を連れた利用者等にも配慮する。
◆基準	
15. 高齢者障害者等用便所(バリアフリートイレ)	
船舶設備規程第117条の規定により大便所を設けることとされている船舶の便所は、そのうち1以上は、次に掲げる基準のいずれかに適合するもの(「高齢者障害者等用便所(バリアフリートイレ)」という。)でなければならない。	
(1) 便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所(以下「車椅子使用者用便所」という。)が一以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ一以上)設けられていること。	
(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。	
17. 高齢者障害者等用便所(バリアフリートイレ)(独立型)	
17.1 15.(2)の便所は、次に掲げる基準に適合するもの(「高齢者障害者等用便所(バリアフリートイレ)(独立型)」という。)でなければならない。	
(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の別(当該別がある場合に限り。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。	
(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
(3) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛け小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。	
(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。	
(5) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。	
(6) 出入口の幅は、80cm以上であること。	
(7) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	
(8) 出入口には、当該便所が車椅子使用者が円滑に利用することができる構造のものであることを表示する標識が設けられていること。	
(9) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
① 幅は、80cm以上であること。	
② 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	
(10) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	
(11) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する手を洗うための水洗器が設けられていること。	
◆基準・推奨の仕様	
【便所の設置】	○ 船舶設備規程第117条により大便所を設けることとされていない船舶についても便所を設ける場合は高齢者障害者等用便所(バリアフリートイレ)とする。 ○ 男女別に設置する場合は、異性介助の者がたがひ入りやすい位置(一般便所入口付近等)に設置する。
【案内設備(触知案内図等)】	○ 17.1(1)における「その他の方法」とは、触知案内図を使用する方法をいう。 ○ 触知案内図等を設置する高さは、床からその中心までの高さを140cmから150cmとする。
【床面仕上げ】	○ 17.1(2)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。 ○ 清潔の容易性を考慮する場合は、車椅子

	た歩行困難者にとっても危険とならないような構造及び配置を考慮する。
【手すり】 (P63参照)	
【出入口の幅】	○ 90cm以上とし、120cm以上とすることが望ましい。(二本杖使用者の利用しやすい寸法)
【段差解消】	○ 段差がある場合は、極力小さくする。 ○ 17.1(7)の「車椅子使用者が通過する際に支障となる段」とは、高さ2cmを超えるものをいう。
【標識】 (P107参照)	○ 17.1(8)における「標識」とは、国際シンボルマーク又は、JIS 28210(案内用図記号)の障害のある人が使える設備「図記号をいう。
【出入口の戸】	○ 17.1(9)②の「容易に開閉して通過できる構造」とは、車椅子使用者が車椅子に座った状態のまま開閉して通過できる構造であって、電動式引き戸又は軽力で操作できる手動式引き戸その他これに類する機能を有するものをいう。 ○ 出入口の戸周辺は出入りに支障のないような空間を確保する。 ○ 電動式引き戸又は軽力で操作できる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。 ○ 電動式ドアの場合、手かざしセンサー式だけの設置避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。
【広さ】	○ 17.1(10)の「円滑な利用に適した広さ」とは、車椅子使用者が便所の出入口、便座及び手を洗うための水洗器の間の移動を円滑に行うことが可能であり、かつ、360度回転するために必要な広さが確保されていることをいう。ただし、便座及び手を洗うための水洗器が適切に配置され、車椅子使用者が円滑に使用できるものにあつてはこの限りでない。 ○ 直径150cm以上の円が内接できる空間を確保する。
【水洗器具】	○ 17.1(11)の「手を洗うための水洗器具」とは、腰掛け便座にできる限り近い場所に設けられた床面からの高さが75cm程度であるものをいう。 ○ 手を洗うための水洗器具は便器に兼ねたまま使用できるものとする。 ○ 蛇口は、上肢不自由者のためにセンサー式、レバー式などとする。
【便器洗浄ボタン等】 (P61参照)	
【照明設備】	○ 高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、充分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、JISF 8041(船舶の照度基準及び照度測定方法)に示された照度を参考とする。
【おむつ交換シート】	○ 乳児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置する。 ○ 航行予定時間等を勘案し、障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置する。



法的拘束力のない青色文字（推奨の仕様）での記載が多く、その都度、個別の判断・解釈が必要

出典：旅客船バリアフリーガイドライン(令和3年),国土交通省

2. 旅客フェリーの実態調査

【車椅子スペース】

通路上（出入口そば）に設置



＜参考＞ 路線バスの車椅子スペース



出典：国土交通省資料より

問題点：空間に限られる&乗車時間の短い路線バスと同レベル

2. 旅客フェリーの実態調査

▼【車椅子スペース】のガイドライン記載内容

設置数や仕様の記載はあるが、
車椅子スペースの『設置意義』は
記載されていない

IV

客席等配置の基準

1. 車椅子スペース(バリアフリー基準第 50 条関係)

◆基本的な考え方

車椅子(本基準における「車椅子」とは、日本工業規格「手動車椅子(JIS T9201:2006)」をいう。)から降りて椅子席などに着席することが不都合な場合を想定し、車椅子のまま船内にとどまることができるスペースを確保する。

◆基準

6.車椅子スペース

旅客定員 100 人ごとに 1 以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを車椅子使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。ただし、航行予定時間が 8 時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。

- (1) 車椅子使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。
- (2) 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。
- (3) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (4) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- (5) 車椅子を固定することができる設備が設けられていること。
- (6) 車椅子スペースである旨が表示されていること。

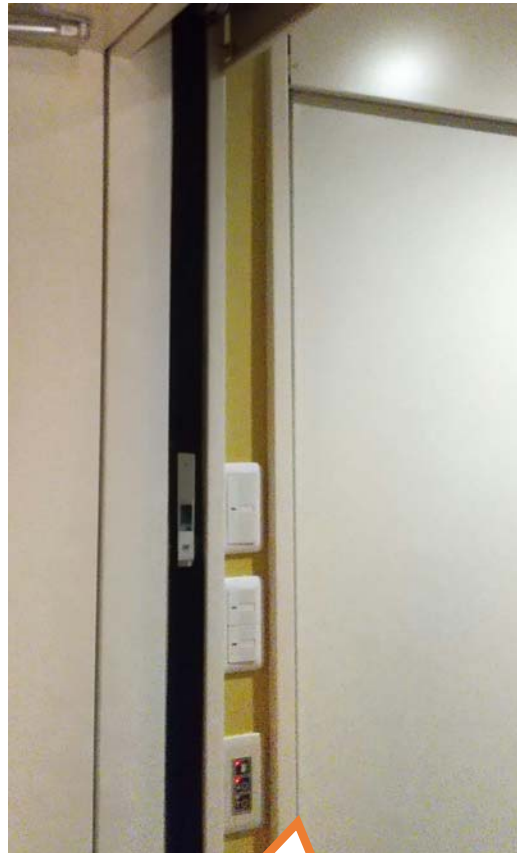
2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリー客室（寝台）】

ハンガーに・・・



電源ボタンに・・・



換気口に・・・



車椅子利用者は手が届かない

問題点：利用者を想定した配慮が必要

2. 旅客フェリーの実態調査

▼【バリアフリー客席（寝台）】のガイドライン記載内容

IV 客席等配置の基準	
4. バリアフリー客席<寝台> (バリアフリー基準第 49 条関係)	
◆基本的な考え方	高齢者、障害者等が海上交通を利用することは、健常者以上に身体的負担が大きいものと考えられることから、船内において高齢者、障害者等の優先席として椅子席、座席または寝台を設置することが必要である。 車椅子使用者等が利用しやすいように配慮した寝台を設置することが必要である。
◆基準	
5. バリアフリー客席	
5.1 客席のうち旅客定員 25 人ごとに 1 以上のバリアフリー客席を設けなければならない。	
5.2 航行予定時間が 8 時間未満の船舶のバリアフリー客席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
(1) 椅子席、座席又は寝台であること。	
(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。	
(3) 手すりが設けられていること。	
(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
5.3 航行予定時間が 8 時間以上の船舶のバリアフリー客席は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
(1) 椅子席、座席又は寝台であること。	
(2) 椅子席が設けられる場合は、その収容数 25 人ごとに 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
① 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。	
② 手すりが設けられていること。	
③ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
(3) 座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数 25 人ごとに 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
① 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。	
② 手すりが設けられていること。	
③ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	
◆基準・推奨の仕様	
【構造】	○ 5.2(2)及び 5.3(3)①の「円滑な利用に適した構造」とは、以下のものをいう。 寝台については、 イ 寝台の上面の高さが 40cm から 45cm 程度のものであること。 ロ 寝台のある部屋の中に幅が 140cm 以上及び奥行が 135cm 以上である広さ、または、直径 150cm 以上の円形の空間が確保できる広さを有しており、かつ、車椅子使用者が部屋の出入口、寝台及び当該広さの場所の間の移動を円滑に行うことが可能であること。 ○ 寝台の戸の前の廊下空間は車椅子が回転できること。
【床面仕上げ】	○ 5.2(4)及び 5.3(3)③の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。 ○ 清掃の容易性を考慮し、特に排水溝などを設ける必要がある場合には、車椅子のキャスターや視覚障害者の白杖の先端が落ち込まない構造のものとし、また歩行困難者にとっても危険とならないような構造及び配置を考慮する。

【表示】(P107 参照)	○ バリアフリー客席であることを明示する。
【点字テープ】	○ 視覚障害者用に寝台番号を添付する。
【呼出しボタン】	○ 通報装置を設置する。
【照明設備】	○ 高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、充分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、JISF 8041(船舶の照度基準及び照度測定方法)に示された照度を参考とする。
【客室】	○ ロッカーやシャワーヘッド掛けは、車椅子使用者の利用に配慮した高さとする。また、水洗器具は操作しやすいものを設ける。

寝台レイアウト
(出典:東京都/施設整備マニュアルより)

単位:cm

細かな配慮事項についての記載はない

2. 旅客フェリーの実態調査

ガイドラインに触れられていない施設 【その他】

▼喫煙室入口



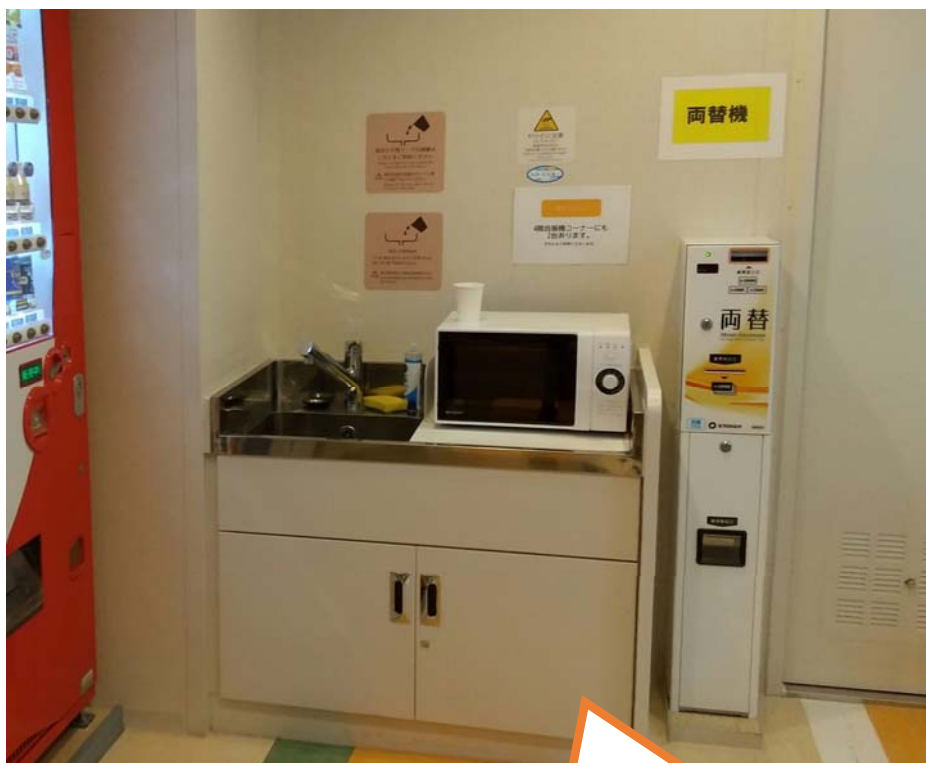
▼一般客室



狭く・重い扉と段差

2. 旅客フェリーの実態調査

【その他】ガイドラインに触れられていない施設



電子レンジの下に脚を入れるスペースが無く、車椅子使用者は利用がしづらい



商品ボタンに手が届かない、乗務員に手伝ってもらうための仕組みがない

**問題点：ガイドラインで触れられていないと、配慮が大幅に低下
少しの工夫で利用できる方は増えるはず**

2. 旅客フェリーの実態調査

▼ガイドラインの目次

ガイドライン本編

I.乗降に関する基準	
1. 乗降用施設／舷門	32
2. 舷門から甲板室出入口までの通路	35
3. 甲板室出入口、水密コーミング	37
4. 甲板室出入口からバリアフリー客席及び車椅子スペースまでの通路	39
5. カーフェリー／乗船口	42
6. カーフェリー／車両区域	44
7. カーフェリー／車両区域出入口から甲板室出入口まで	47
II.船内旅客用設備利用に関する基準	
1. バリアフリー客席及び車椅子スペースから船内旅客用設備まで	49
2. 高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)(便房内设型)	52
3. 高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)(独立型)	57
4. 高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)に設置する便器洗浄ボタン等	61
5. 便所	63
6. 遊歩甲板	66
7. 食堂	68
8. 売店	70
III.通行部分の基準	
1. 戸	72
2. 通路の手すり	74
3. 階段	77
4. バリアフリーエレベーター1、エスカレーター、その他の昇降機	80
5. バリアフリーエレベーター2	85
IV.客席等配置の基準	
1. 車椅子スペース	89
2. バリアフリー客席<椅子席>	92
3. バリアフリー客席<座席>	95
4. バリアフリー客席<寝台>	97
V.情報提供に関する基準	
1. 点状・線状ブロック	100
2. 案内板、触知案内図	103
3. 運航情報提供設備	105
4. 標識	107
VI.その他	
1. 緊急時支援設備等	110
2. 公衆電話・FAX	111
3. 図書室	112
●事例集	115
●参考資料	133
●バリアフリー法及び関係法令(抄)	197

**ガイドラインでは最低限の
施設(整備項目)を対象**

出典：旅客船バリアフリーガイドライン(令和3年),国土交通省

3. 旅客フェリーに乗船経験がある障害当事者との意見交換会

▼意見交換会の様子

2. 把握された課題 P 11

(1) バリアフリー化された施設、設備 ③ 段差

※ポーディングブリッジ

※車両甲板～エレベーター

課題①: 段差がある

▼乗船時に感じた課題（一部抜粋）

- ・施設・設備内の備品等が、**障害者等が実際に利用するシーンを想定した配置**となっておらず、施設・設備もしくは備品が利用しづらい。
- ・船内のパブリックスペースなのに、**車椅子使用者のスペース**がない。

4. 「ガイドライン」での記載状況と課題

▼今回の調査で把握した課題を「ガイドライン」での記載状況で整理

「ガイドライン」での記載状況	課題 件数	課題の例
整備項目として取り上げられている施設	—	—
分類1 ：記載内容は理解できるが、 法的拘束力のない推奨の仕様 として、より進んだバリアフリーを目指した整備内容として紹介	12件	手すりが連続していない （「ガイドライン」では推奨の仕様に「可能な限り連続して設置する。」と記載）
分類2 ： 記載内容が不十分 で「ガイドライン」に記載してある目的や意図の理解が難しい	29件	車椅子スペースが船内の空きスペースに設置されている （「ガイドライン」では車椅子スペースの必要数のみ記載）
分類3 ：施設内で、設備等の 課題が発生している箇所についての記載がない	38件	バリアフリートイレにおむつ交換シートが設置されているが、 動線の妨げ となっている。 （「ガイドライン」では設置における推奨の仕様のみを記載。留意点がない。）
分類4 ：整備項目として取り上げられておらず、 当該施設に関する記載がない	62件	授乳室、喫煙室等がバリアフリー化されていない
合計	141件	—

5. 調査のまとめ

①「ガイドライン」に記載されていない施設・設備は、バリアフリーに関する配慮がほぼされていない実態とともに、設計時に少しでも配慮されていれば、利用の可能性が拡大する点が多々ある。

→ガイドライン改定では、基準としての法的拘束力を付与するかには関わらず、現在、対象となっていない施設・設備も取り上げて掲載するのが望ましい。

②背景のひとつには、旅客フェリーの設計者及び旅客船事業者等が、障害者等への基本的な知識（移動の際に生じる困りごと、必要となる基本的設備や人的対応等）が十分に習得できていないことがあると推察できる。

→基本的な知識習得に向けて、研修する機会、施設整備後の検証を障害当事者とともに実施する機会、設計の段階で障害当事者との意見交換を実施する機会等の創出が望まれる。

③一般客席や授乳室、喫煙所等の扉は、法令に従い防火扉を採用しているが、「重い、幅が狭い、段差がある、開き戸である」等の多くのバリアフリー化に関わる問題が共通して発生している。

→誰もが利用しやすい施設としていくためには、防火規格を維持したまま、バリアフリー化した入口扉の技術開発等も必要である。